

三豊市第2次総合計画・基本構想策定業務
受託者選定に係るプロポーザル実施要領

平成29年6月21日

香川県三豊市

第1 業務の目的

平成26年3月に策定した三豊市総合計画後期基本計画の計画期間が、平成31年3月末をもって終了することに伴い、平成29年度において、「現総合計画の効果検証」を行い、「第2次総合計画に盛り込むべき市民期待要素」を把握するため、市民アンケート等も実施し、その結果を踏まえ、「基本構想（平成31年度～平成40年度）」を策定することを目的とする。

については、受託業者の選定にあたり、計画策定を効率的・効果的に行うため、豊富な経験と専門的な知識・技術を有する業者から提案された企画提案書等を一定の基準により評価・選定する「プロポーザル」を実施する。

（平成30年度は、策定する「基本構想」に基づき、第2次総合計画前期基本計画を策定。）

第2 業務の概要

- 1 業務名
三豊市第2次総合計画・基本構想策定業務
- 2 実施形式
公募型プロポーザル
- 3 契約期間
契約締結日から平成30年3月31日まで
- 4 上限価格
本事業に係る費用は、4,860千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

第3 業務の内容

別添仕様書によるものとする。

第4 スケジュール

内容	期間等
1 プロポーザル公募開始	平成29年6月21日（水）
2 質問書の受付期限	平成29年7月 3日（月）午後5時必着
3 参加表明書の受付期限	平成29年7月 7日（金）午後5時必着
4 質問書の回答	平成29年6月21日（水）～平成29年7月10日（月）
5 企画提案書の受付期限	平成29年7月12日（水）午後5時必着
6 1次審査結果公表 （※参加事業者が5者を超える場合）	平成29年7月19日（水）
7 2次審査 （プレゼンテーション実施日）	平成29年7月21日（金）
8 2次審査結果公表	平成29年7月24日（月）
9 契約交渉・契約締結	平成29年8月上旬

第5 参加者の資格要件等

- 1 参加基準
次の各号をすべて満たすことを参加資格とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社更生法（平成

- 14 年法律第 154 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと
- (3) 本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと並びに同条第 6 号に規定する暴力団の統制下にある団体に該当しない者であること
 - (5) 国税及び地方税の未納、滞納等がないこと

2 失格基準

提案業者が次のいずれかに該当する場合は、当該業者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- (2) 実施要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 本審査（プロポーザルが終了するまでの間）において、審査委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

第 6 質疑・回答

1 提出方法

任意様式により、電子メール又は FAX で提出すること。
電子メール又は FAX 送信後、直接電話で到達確認すること。
電話、口頭による質問は受付不可とする。

2 受付期間

平成 29 年 6 月 21 日（水）から 7 月 3 日（月）まで 午後 5 時必着
※上記期間内の午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

3 提出先

三豊市 政策部 田園都市推進課
TEL：0875-73-3011 FAX：0875-73-3022
E-mail：denen@city.mitoyo.kagawa.jp

4 回答方法

回答期間：平成 29 年 6 月 21 日（水）～平成 29 年 7 月 10 日（月）
2 に示す受付期間内で提出された質問内容に対し、回答を市のホームページに掲載。
※質問受付から、回答までは事務手続関係上、数日を要する場合もある。

第 7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を表明する場合は、次のとおり関連資料を提出すること。

1 提出書類

- (1) 参加表明書（様式第 1 号）

2 提出部数

正本 1 部

3 提出先

三豊市 政策部 田園都市推進課（住所は第 12 参照）

4 受付期限

平成 29 年 7 月 7 日（金）午後 5 時必着

5 提出方法

3 で指定する提出先に持参又は書留郵便による郵送
※4 に示す受付期限後に提出された書類は一切受理しない。

第8 企画提案書の提出

- 1 企画提案書…正本1部及び副本11部
 - (1) 日本工業規格4版 横書き 左綴じ(様式は任意)
 - (2) 本募集において企画提案ができるのは1提案者につき1案のみとする。なお、企画提案書提出後の追加及び修正は認めない
 - (3) 企画提案書には「第3 業務の内容」のすべての事項について提示すること
 - (4) 記載内容は、可能な限り平易な用語を使用することとするが、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈に説明書きを付すこと
 - (5) 業務を遂行するに当たっての実施体制、事業スケジュール等を記載すること
 - (6) 提出された企画提案書は返却しない

- 2 その他提出書類…正本1部及び副本11部((5)の見積もりについては、1部のみ提出)
 - (1) 会社概要書(様式第2号)
 - (2) 委託業務実績書(様式第3号)
 - ※過去5年間(現在を含む)における委託契約の実績を記すこと
 - (3) 総合計画策定業務実績書(様式任意)
 - ※業務実績においては関連会社の実績は含めないようにすること
 - (4) 担当者経歴書(本計画に携わるすべての担当者について記載すること)(様式第4号)
 - (5) 見積書(任意様式)
 - 見積書の作成に関しては、業務内容の詳細な明細がわかるものを添付すること

- 3 提出先
三豊市 政策部 田園都市推進課(住所は第12参照)

- 4 提出期限
平成29年7月12日(水)午後5時必着

- 5 提出方法
3で指定する提出先に持参又は書留郵便による郵送
※4に示す提出期限後に提出された書類は一切受理しない。

第9 審査方法及び結果通知

本事業の受託候補者の審査は、1次審査及び2次審査の2段階方式で実施する。

- 1 1次審査(書類審査)
 - 参加事業者が5者を超える場合、書類審査による第1次審査を行う。
 - 提出された書類をもとに、参加事業者が市の契約先としてふさわしいか、また業務遂行能力があるかについて審査する。
 - 1次審査で不適格と判断された場合は、第2次審査には進めない。
 - 1次審査の結果は、平成29年7月19日(水)に全事業者に対し書面により通知するとともに、三豊市ホームページに1次審査通過事業者、参加事業者名及び得点数(事業者名を除いたもの)を公表する。審査経過及び審査結果に関する異議申立ては、受け付けない。

- 2 2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)
 - (1) 実施日時
平成29年7月21日(金) 午後1時30分から
(1者あたり説明15分、質疑応答10分、計25分とする。時間割は追って連絡する。事務局で準備したプロジェクタ、スクリーンを利用することができる。)

(2) 実施場所

三豊市役所 危機管理センター201 会議室

(3) 結果公表

2次審査の結果は、平成29年7月24日(月)に全事業者に対し書面により通知するとともに、三豊市ホームページに受託候補者、参加事業者名及び得点数(事業者名を除いたもの)を公表する。審査経過及び審査結果に関する異議申立ては、受け付けない。

第10 契約の締結

- 1 業務委託契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで提案内容の細部について調整を行い、委託条件を協議の上で契約を締結する。
- 2 受託候補者の辞退、詳細条件の協議不調その他の理由で契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約締結交渉を行うものとする。
- 3 契約保障金は、免除するものとする。

第11 その他

- 1 この業務の遂行上知り得た内容等については、第三者に漏らさないこと。
- 2 この業務に関する成果物の著作権、記録簿、各種データ等の所有権は三豊市に帰属する。
- 3 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにも関わらず提案するようなことがないこと。受託候補者に決定されたのちであっても、業務目的が達成できないことが確認された場合には、契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害については、本市は一切賠償しない。
- 4 企画提案書の作成・提出等、プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- 5 参加事業者が1事業者の場合でも、一連の審査を行い、評価点が6割を超えていることを条件にその事業者を受託候補者とする。
- 6 提出された書類は、選考以外の目的には使用しないが、三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号)に基づく行政文書の公開請求がなされた場合は、原則公開することとなる。提出された提案書等の一部又は全部を著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物として同法第18条第3項第3号前段に規定する意思表示をする場合は、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記すること。ただし、公開、非公開等の決定は、三豊市情報公開条例に基づき、客観的に判断するものとする。

第12 問い合わせ先及び各種書類提出先

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市 政策部 田園都市推進課

TEL : 0875-73-3011 FAX : 0875-73-3022

E-mail : denen@city.mitoyo.kagawa.jp